

● 55年版

精説法人税法

武田昌輔 著

財経詳報社

精説法人税法

武田昌輔著

財 経 詳 報 社

著 者 紹 介

＜武田昌輔＞

昭和19年 中央大学法学部卒
昭和23年 大蔵省に入る
昭和33年 大蔵省主税局税制第一課課長補佐
昭和42年 成蹊大学教授，現在に至る
企業会計審議会臨時委員
元公認会計士第3次試験委員
元税理士試験委員

〔著 書〕

「税務会計通論」（森山書店）
「会社税務精説」（＃）
「新商法と税法」（税務研究会）
「合併の法人税務」（財政経済弘報社）
「会社分割の法人税務」（＃）
「税金相談」（有斐閣）
「新企業会計と税法」（森山書店）
「会社合併の税務」（税務研究会）

＜執筆協力者＞

原 一郎
（大蔵省主税局）
船田 健二
（国税庁）
和田 義鋪
（国税庁）
渡辺 邦男
（国税庁）
鈴木 章夫
（税理士）
（順不同）

1980©

昭和55年6月10日 初版発行

定価3,500円

精 説 法 人 税 法 —55年版—

著者承認

検印省略

著 者 武 田 昌 輔
発 行 者 長 畑 寛 照

発行所

東京都港区東新橋1—2—14京店ビル
株式会社 財 経 詳 報 社
電話 東京(572)0624(代)
振替 東京7—26500番

2034—61060—2797

印刷・製本 トータルブックプレス

昭和55年版はしがき

1980年度の法人税法の改正の主なるものとしては、退職給与引当金の累積限度額が引き下げられたことである。これに対して、租税特別措置法においては、ほぼ全面的に改正が行われた。すなわち、各種の特別償却の割増率、各種の準備金の積立率の縮減が行われている。本書では、これらについて所要の改訂を行ったほか、最近における重要な裁判所の判決及び国税不服審判所の裁決について掲げた。また、実務問答についても追加して充実を図ったほか、法人税基本通達の改正（昭和54年10月18日改正）の内容を織り込み、さらに、表現の不適切と認められる部分を補正した。

1980年 5 月

著 者

は し が き

本書は、吉國二郎・武田昌輔著「法人税法」（法令解説篇）に全面的改訂を加え、ここに「精説法人税法」として世に贈る。

まず、はじめに本書の成り立ちについて若干の説明をしておきたい。

もともと、本書は、吉國二郎先生（現横浜銀行頭取）が昭和40年法人税法の全文改正が行われた際に、主としてその立法趣旨に中心を置いて逐条的に解説した「法人税法」を著したことに始まる。この書物は、法人税法の理論的な面と、法の立法趣旨、その経緯等を重視したものであり、当時第一級に属するものとして評価され、広く読者層を持ったのであった。その後毎年改訂が加えられたが、昭和43年には、理論篇と実務篇とを分別し、理論篇には、わたくし武田が参加した。

さらに、昭和51年には、実務篇を法令解説篇として、わたくしが参加し法人税法全文改正当時の経緯等はできるだけ除き、あるいは重要な判決例、国税不服審判所裁決例などを盛り込むなど、若干の工夫を行いながら、より実務的なものとして改訂を加え、今日に至っている。本書の一つの特色は、上述したように、各規定について逐条的に全規定にわたって解説が加えられている点であるが、それだけにまた紙数の関係から、重要な規定について詳細な解説を加えることに制約が存していた。たとえば、退職年金等積立金に対する法人税について、類書においてこれだけのものを解説しているのは見受けられないが、それだけにまた、この箇所を精読される読者は果たしてどの程度存するかは疑問であった。

このようにして、本書は数年の間、実務的な面をも重視してきたが、この際、本書のもっともユニークな面を残し、かつ、さらに一層実務的な面に重点を置いた形で全面的改訂を加えたらどうかということが問題とされた。

これらの点を慎重に検討した結果、やはり、本書のレイゾンデイトルである法人税法の立法趣旨はできるだけ簡潔な姿で残すこと、読者の関心の薄い

部分、たとえば上述の退職年金等積立金に対する課税、外国法人に対する課税等は、立法趣旨等は残すが極力簡素化を図ること、これに代えて、会社実務に関する具体的問題を充実することなどの基本的方針に基づいて、全面的改訂を加えることとしたのである。そして、このため数人の執筆協力者に参加していただいて、改訂の作業を行うことにしたのである。

このような経緯を経て、本書はでき上がったのであり、この意味では、吉國先生を頂に置いて執筆協力者の共著ともいうべきものであるが、吉國先生は極めて多忙であることやここ数年の間、税問題から遠ざかっているなどの理由を挙げて、本書に名を表わすことを固辞された。そこで、やむなくわたくしが本書の全体の責任の所在を明確にする意味で代表となったのである。

本書は、このようにして生まれ変わったが、前書の基本的な考え方は、継承されているところであるから、書名も「法人税法」とし、重要な箇所については、ていねいな解説を加えたところから「精説」を冠せることとした。本書は、依然として、法人税法解説書のなかにあって、ユニークなものであることを信じており、さらに充実したものとして法人税法の理解に役立てたいと考えている。本書の充実に読者のうるわしい御協力を得たい。

最後に本書の刊行に当たっては、財經詳報社社長長畑寛照氏にお世話になった。ここに深い感謝の意を表した。

昭和54年6月

武 田 昌 輔

凡 例

	文中略語	条文引用略語
法人税法(昭和40年法律第34号)	法	(法)
法人税法施行令(昭和40年政令第97号)	政令	(令)
法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)	省令	(規則)
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)	措置法	(措法)
租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)	措置法政令	(措令)
租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)	措置法省令	(措規則)
減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)	耐用省令	(耐用)
法人税基本通達(昭和44年直審(法)25)	基本通達	(基通)

引 用 例

法人税法第1条第2項第3号(法1Ⅱ(3))

編 別 順 序

編, 章, 第1, 一, 1, (1), ①, (1), イ

(但し, 章の内容によって順序の一部を省略することがある)

目 次

第1編 法 人 税

第1章 総 則	3
第1 納税義務者	3
第2 課税所得等の範囲	5
第3 所得の帰属に関する通則	8
第4 事業年度	12
第5 納 税 地	15
第2章 各事業年度の所得に対する法人税	20
第1 課 税 標 準	20
第2 益金の額と損金の額	26
第3 益金の額とその年度帰属	29
第4 損金の額とその年度帰属	38
第5 公正妥当な会計処理の基準による計算	45
第6 資本等取引	48
第7 益金不算入項目と損金不算入項目	51
第3章 受取配当等の益金不算入	56
第4章 その他の益金不算入	76
第1 資産の評価益の益金不算入	76
第2 還付金等の益金不算入	79
第3 合併差益金のうち被合併法人の利益積立金額から成る部分の 益金不算入	81
第4 法人税額から控除する外国子会社の外国税額の益金算入	82
第5章 たな卸資産	84

第6章	有価証券の評価	129
第7章	減価償却資産の減価償却費	151
第8章	繰延資産の償却	204
第9章	資産の評価損	215
第10章	役員の報酬、賞与及び退職給与等	223
第11章	寄 付 金	242
第12章	租 税 公 課	254
第13章	圧 縮 記 帳	265
第1章	総 説	265
第2章	国庫補助金の圧縮記帳	270
第3章	工事負担金等で取得した固定資産の圧縮記帳	271
第4章	賦課金で取得した固定資産の圧縮記帳	273
第5章	保険金等で取得した固定資産等の圧縮記帳	273
第6章	交換により取得した資産の圧縮記帳	277
第7章	特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳	279
第14章	引 当 金	284
第1章	引当金の共通事項	284
第2章	貸倒引当金	287
第3章	返品調整引当金	302
第4章	賞与引当金	308
第5章	退職給与引当金	317
第6章	特別修繕引当金	337
第7章	製品保証等引当金	343
第15章	繰越欠損金	355
第16章	契約者配当・所得金額の計算の細目	364
第1章	保険会社の契約者配当の損金算入	364
第2章	協同組合等の事業分量配当等の損金算入	

第 3	各事業年度の所得の金額の計算の細目	367
第17章	収益及び費用の帰属事業年度の特例	372
第 1	割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例	374
第 2	延払条件付譲渡等に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例	378
第 3	長期工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例	382
第18章	借 地 権 等	388
第19章	外貨建債権債務の換算	403
第20章	税額の計算	413
第 1	税 率	413
第 2	税 額 控 除	424
第21章	申告、納付及び還付等	441
第 1	国税通則法に定める申告、納付及び還付等の通則	441
第 2	中 間 申 告	445
第 3	確 定 申 告	451
第 4	納 付	458
第 5	還 付	459
第 6	更正の請求の特例	466
第22章	退職年金等積立金に対する法人税	469
第23章	清算所得に対する法人税	473
第 1	清 算 所 得	473
第 2	解散の場合の清算所得に対する法人税	477
第 3	合併の場合の清算所得に対する法人税	486
第 4	継続等の場合の課税の特例	492
第24章	青色申告	495
第 1	青色申告制度の意義	495
第 2	青色申告の諸手続	497
第 3	青色申告法人の帳簿書類及び決算	501

第25章 更正及び決定	504
第1 国税通則法による更正又は決定の一般原則	504
第2 法人税法における更正の特則	505
第3 同族会社等の行為、計算の否認	507
第4 更正又は決定による還付	511
第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正、税額控除、還付	511
第26章 外国法人	516
第1 国内源泉所得	516
第2 各事業年度の所得に対する法人税	520
第27章 雑 則	524
第1 設立又は収益事業の開始等の場合の届出	524
第2 納税の適正を確保するための基礎となる制度	525
第3 附加税の禁止	530
第28章 罰 則	531
第1 法人税法の罰則	531
第2 脱 税 犯	532
第3 秩 序 犯	533

第2編 租税特別措置

第1章 租税特別措置の意義	539
第1 租税特別措置の性格	539
第2 法人税に関する特別措置	541
第2章 配当等に充てた所得に係る法人税率の軽減等の特例	548
第3章 法人税額の特別控除	554
第1 総 論	554
第2 試験研究費の額が増加した場合の法人税額の特別控除	556
第3 産業転換設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	558
第4章 各種の特別償却	562

第1 特別償却の概要	562
第2 特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	575
第3 準備金方式による特別償却	576
第5章 準 備 金	580
第1 価格変動準備金	581
第2 中小企業等海外市場開拓準備金	589
第3 海外投資等損失準備金	599
第4 中小企業構造改善準備金, 下請中小企業振興準備金及び伝統的 的工艺品産業振興準備金	610
第5 計画造林準備金	615
第6章 所 得 控 除	621
第1 技術等海外取引に係る所得の特別控除	621
第2 鉱業所得の課税の特例	624
第7章 協同組合の課税の特例	630
第8章 交際費課税の特例	633
第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率	655
第10章 資産の譲渡等の場合の課税の特例	667
第1 収用等の場合の課税の特例	667
第2 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除	688
第3 資産の譲渡に係る特別控除額の特例	697
第4 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	698
第5 現物出資の場合の課税の特例	714
第11章 景気調整のための課税の特例	724
第1 景気調整政策と税制の関係	724
第2 延納等に係る利子税の特例	724
第12章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例	727
第13章 その他の特例	732

第1編 法人税

第1章 総 則

第1 納税義務者

概 要

法人の納税義務について明らかにしている。すなわち、内国法人は、この法律により法人税を納める義務がある。しかし、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、収益事業を営む場合にだけ課税される。外国法人は国内源泉所得を有する場合にのみ、その国内源泉所得について課税される。公共法人は、法人税を納める義務はない。

一 納税義務者の範囲

税法においてまず大切なことは誰がその税を納めるかどうかということである。つまり、納税義務者は誰かということである。

法人税は原則的には法人の所得に課税するものであるが、その所得は発生、帰属の態様が種々異なっている。しかし、法人税の本質として法人独立課税説又は個人に対する源泉課税説のいずれを原則としても、国や地方公共団体に納税義務を課することは考えられない。また、国、地方公共団体ではないが、国の事務を一部行うような公法人、たとえば公共企業体のようなものが所得を得ている場合にも、その所得はすべて国に帰属するのであるから、これに納税義務を課することもまた適当ではない。また、公益法人に対しては、その法人の性格から、その本来の事業を行っている限り課税すべき理由はない。したがって、法人税法においては、納税義務者を選定するにあたって、このような点から納税義務を課する法人と納税義務を課されない法

人とに分けられている。

二 非課税法人

公共法人は、法人税を納める義務がない（法4Ⅲ）。

国、地方公共団体のようなそれ自身が課税主体である法人に、その所得に課税することは意味がない。したがって、本来これらの法人は、非納税義務者である。

三 納税義務者

法人税法において納税義務のある者は、非課税法人を除いた内国法人及び外国法人である。内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、外国法人とは内国法人以外の法人をいう。内国法人は一般的に法人税を納める義務があるが、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、それが収益事業を営んでいないときは納税義務がない（法4Ⅰ）。

法人が解散した場合において、申告納税をしたことにより納税義務を履行したものととして清算結了の登記をしても、当該法人は、各事業年度の所得又は清算所得に対する法人税を納める義務を履行するまではなお存続するものとされている（基通1－1－2）。

外国法人は、国内源泉所得（法138参照）を有するときは、法人税を納める義務がある。しかし、その外国法人が公益法人等又は人格のない社団等に該当する場合には、それらが国内源泉所得である収益事業から生ずる所得を有する場合に限って、納税義務がある（法4Ⅱ）。

なお、人格のない社団等とは、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいうのである。いわゆる権利能力なき社団又は財団といわれているものである。たとえば、法人でない〇〇協会などがこれに当たる。このような人格のない社団等は法人ではないが、法人税法上では法人とみなされてこの法律（法人税法）が適用するものとしている（法3）。

第2 課税所得等の範囲

概 要

- (1) 内国法人に対して各事業年度の所得について「各事業年度の法人税」を課税し、他方、清算所得については「清算所得に対する法人税」を課するのである。
- (2) 内国普通法人又は協同組合等については、清算中に生じた各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税は課さないのである。これは、法人が解散をすると、清算所得に対する法人税が課されるからである。
- (3) 公益法人等及び人格のない社団等については、収益事業から生じた所得のみに対して課税され、清算所得に対する法人税は課されない。
- (4) 外国法人に対しては、国内源泉所得がある場合に課税される。

一 課税所得の範囲

税法において納税義務について重要なことは、何に対して課税するかということである。これを課税物件という。法人税は、法人の所得等に対して課税するのである。すなわち、①各事業年度の所得、②清算所得、③退職年金等積立金の三つが課税物件となっている。

まず第一に、内国法人と外国法人を比較した場合、外国法人は、わが国内で事業を営み、わが国内で所得を有する場合、すなわち国内源泉所得を有する場合には、その源泉所得に対しては当然課税されてしかるべきものである。

一方、国内に本店を有する内国法人の場合は、その法人の取得する所得は、たとえ国外にその源泉があるとしても、その所得が最終的には内国法人に帰属するものであるところから、その全部の所得、すなわち国内源泉所得